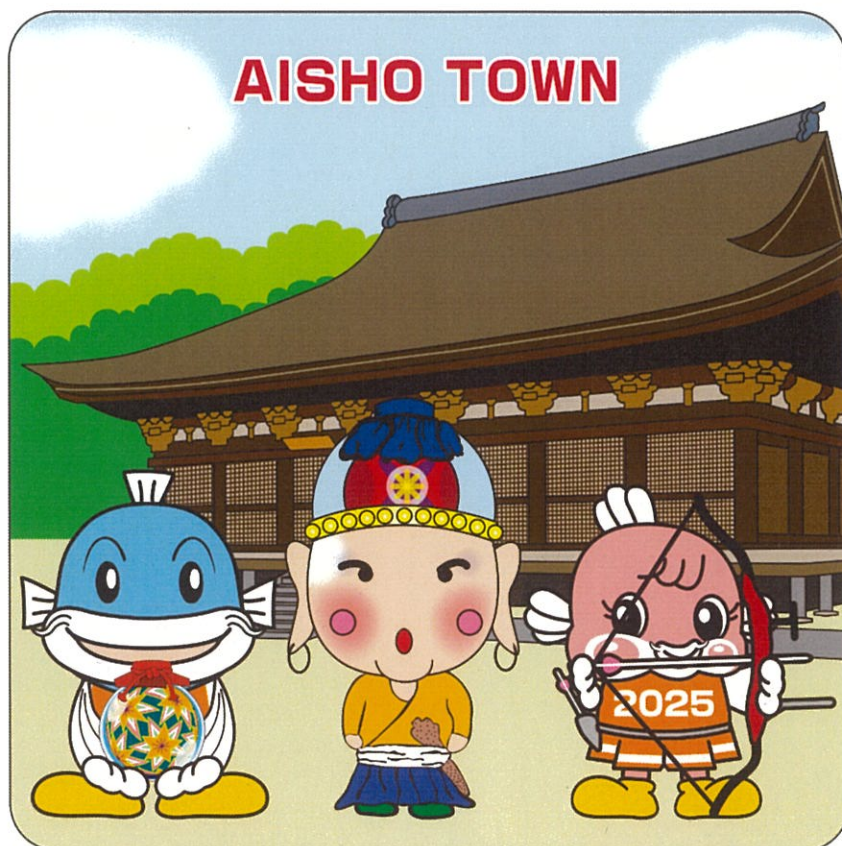


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第1回競技式典専門部会



令和5年10月5日（木）

14:00～16:00

愛荘町スポーツセンター秦荘体育館会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
第1回競技式典専門部会 次第

開催日時：令和5年10月5日（木）

14時から16時まで

開催場所：愛荘町スポーツセンター 秦荘体育館2階会議室
（住所：愛荘町軽野甲100番地）

1 開 会

2 挨拶

・愛荘町国スポ・障スポ開催準備室長

3 委嘱状の伝達について

4 競技式典専門部会の役員（部会長・副部会長）選出について …P1

5 報告事項

（1）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要について…P2-8

（2）わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会について …P9

（3）栃木国体（那須烏山市）〔令和4年10月〕視察報告について …P10-18

6 各種計画・要項等の策定について【協議事項】

（1）愛荘町競技運営基本計画（案） …P19

（2）愛荘町施設整備基本計画（案） …P20

（3）愛荘町式典運営基本計画（案） …P21

（4）愛荘町リハーサル大会開催基本計画（案） …P22-23

7 令和6年度リハーサル大会について

第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）

日程：令和6年7月20日（土）～21日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

8 国スポ・障スポ会場レイアウトの確認および視察について 別紙1-3

9 閉会

【参考】

・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則 …P24-27

・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程 …P28-29

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
競技式典専門部会委員名簿

(順不同・敬称略)

	専門部会 役職名	実行委員会 委員選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	部会長	競技団体	滋賀県アーチェリー協会	会長	岩崎 賢
2	副部会長	学校・教育関係	滋賀県高等学校長協会	代表	南 雄志
3		スポーツ関係	愛荘町スポーツ推進委員	代表	北村 清孝
4		スポーツ関係	愛荘町スポーツ少年団	本部長	小林 忠道
5		スポーツ関係	総合型スポーツクラブ JBはたしょう	会長	小杉 和美
6		スポーツ関係	総合型スポーツクラブ Eスポ・えちがわ	代表	小椋 一平
7		学校・教育関係	愛荘町校舎長会	会長	大角 義典
8		学校・教育関係	愛荘町社会教育委員	代表	北川 知栄子
9		医療・福祉関係	愛荘町手をつなぐ育成会	会長	松川 満
10		医療・福祉関係	愛荘町障がい児者親の会	会長	森 治久
11		町関係	愛荘町 福祉課	主事	宿谷 実沙
12		町関係	愛荘町 教育振興課	課長補佐	久保 泰代
13		町関係	愛荘町 住民課	主事	濱岡 詩恩
14		町関係	愛荘町 子ども支援課	参事	増居 志穂

愛荘町実行委員会事務局

所属	役職	氏名
国スポ・障スポ開催準備室	室長	陌間 秀介
国スポ・障スポ開催準備室	課長補佐	森野 直樹
国スポ・障スポ開催準備室	主任	田口 哲志
国スポ・障スポ開催準備室	主任	青木 隼人

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

なお、全国障害者スポーツ大会については、第1回大会以降、障スポ（しょうすぽ）の略称で親しまれています。

令和7年に滋賀県で開催される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

※第79回国民スポーツ大会会期 ⇒ 令和7年9月28日（日）～10月8日（水）

アーチェリー競技 会期：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

（練習会場：愛荘町立秦荘中学校グラウンド）

※リハーサル大会〔第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会〕

会期：令和6年7月20日（土）～21日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国民スポーツ大会の終了後
- ・開催期間：3日間

※第24回全国障害者スポーツ大会会期：令和7年10月25日（土）～27日（月）

アーチェリー競技 会期：令和7年10月26日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

※リハーサル大会 会期：令和7年5月24日（土）～25日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

5 滋賀県の実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会における実施予定競技は次のとおり。

（1）正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技 水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレ射撃（第79回国民スポーツ大会ではボクシングを実施）

（2）特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

（3）公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

（4）デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢 等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

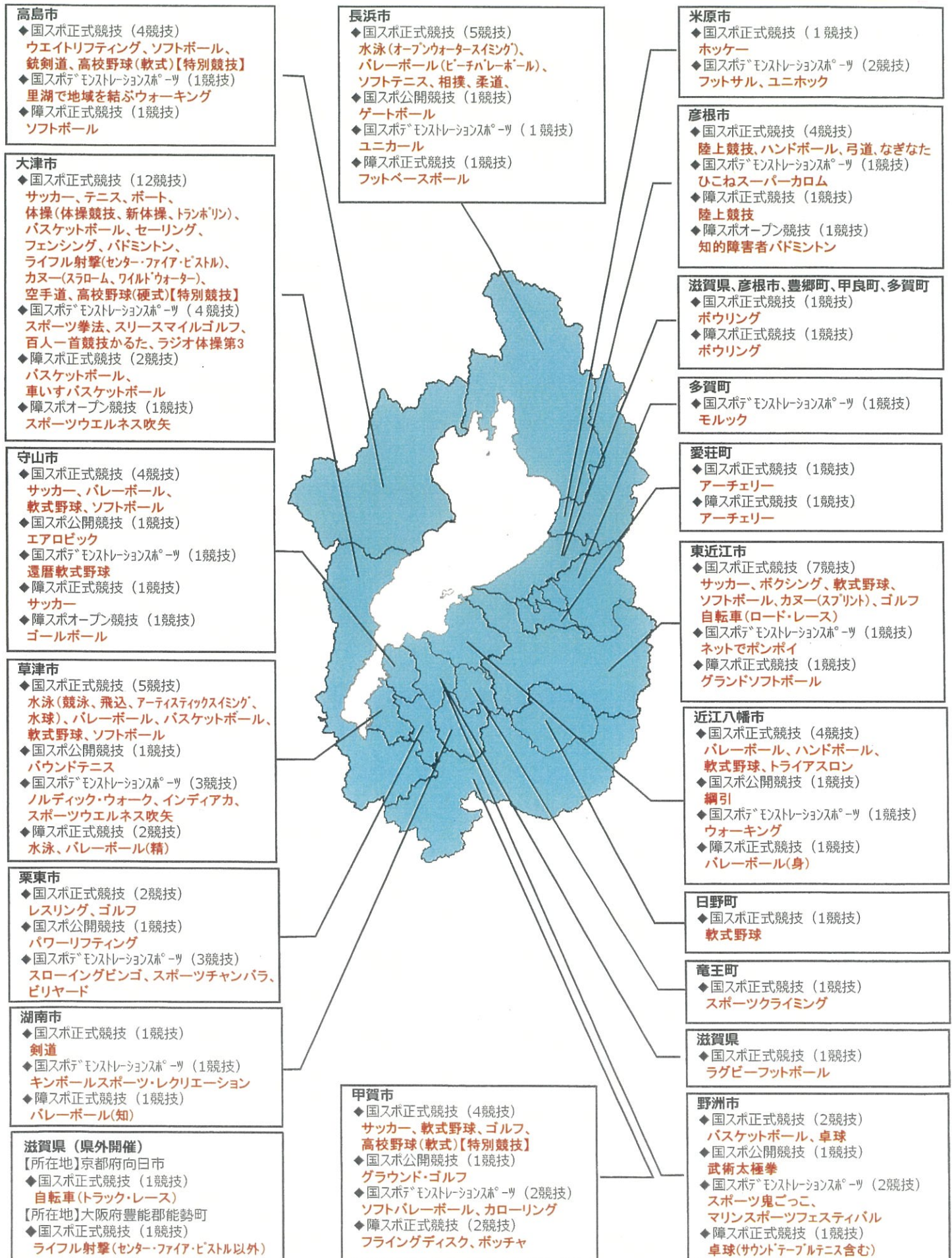
（1）正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

（2）オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。
知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール等

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町配置図



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町開催基本方針

1 基本方針

第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会は、競技力の向上やスポーツの普及・振興を図り、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず多様な人々が参画し、愛荘町全体で夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を、愛荘町を訪れる多くの人々と交流できる絶好の機会として、愛荘町の魅力を存分に発信し、当町の目指す「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」につながるよう取り組みます。

2 実施目標

(1) 愛荘町をスポーツで元気にする大会

町民一人ひとりが年齢、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに積極的に参画するきっかけとなる環境づくりに取り組みます。

(2) 愛荘町の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育成や、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 町民総参加でつくり、愛荘町の力を結集する大会

関係機関・団体をはじめとして、多様な主体との協働を通じ創意工夫による大会準備・運営を行い、愛荘町全体の連帯感の形成に努めます。

(4) 愛荘町の魅力を再発見し、地域振興につなげる大会

様々な愛荘町の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営を通して地域経済の活性化を図ります。

(5) 愛荘町の子が、愛荘町で育ち、愛荘町で活躍する大会

大会を契機として、愛荘町の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、愛荘町のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

(6) 愛荘町の特徴を生かした大会

既存施設の有効活用や大会運営の効率化に工夫を凝らし、開催経費の低減と愛荘町ならではの魅力あふれる大会運営の両立を目指します。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

愛荘町開催推進総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、滋賀県、各競技団体及びその他関係団体と連携を図り、町民の総力を結集して、本町が目指す「愛着と誇り。人とまちが共に輝く「みらい創生のまち。」」につながる大会となるよう、愛荘町開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務計画

滋賀県、各競技団体、およびその他関係団体と連携のもと、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

滋賀県との連携、相互協力のもと創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本町を訪れる方々にこれまで受け継がれてきた歴史、文化、自然の地域資源を全国に発信する。

(4) 町民協働

町民一人一人が大会開催等に積極的に参加する機運を高め、様々な形で参画することにより、大会を盛り上げていく。

(5) 歓迎、観光・おもてなし

選手、監督をはじめ、本町を訪れる方々を温かく迎え、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。また、豊かな自然環境や歴史、文化など地域資源に触れていただく機会を提供し、観光の振興を図る。

(6) 競技

滋賀県、各競技団体およびその他関係団体と連携のもと、競技会の円滑な運営を図り、競技に必要な用具等については、既存のものを活用するなど効率的に運営を行う。

(7) 式典

表彰式等は、関係者と十分協議を行い、簡素、効率化を図りつつも、創意工夫をこらした温かみのある式典の運営に努める。

(8) 施設

国民スポーツ大会競技施設基準に基づき、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図るとともに、大会終了後の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手、監督をはじめ本町を訪れる方々を温かく迎え、安心安全で快適な宿舎を確保する。

(10) 医事、衛生

大会に携わるすべての方々の安全を確保し、快適な環境のもと大会を開催するため、食品衛生や環境衛生に配慮するとともに防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送、交通

公共交通機関の利用を促進するとともに、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保や輸送、交通体制の確立を図る。

(12) 警備、消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や、非常時における緊急対応策を講じるため、警察や消防、その他関係機関と連携しながら、警備、消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

(別表)わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画

項目	年度				
組織	総会	総会	総会	総会	解散総会
	常任委員会	常任委員会	常任委員会	常任委員会	
	専門部会				
区分	主要業務				
総務企画関係	総務企画	開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理		
		リハ・本大会ガイドライン策定	マニュアル策定・運用	マニュアル策定・運用	
			御成対応関係協議・調整	マニュアル策定・運用	
	財務	協賛取扱要領検討	協賛取扱要領制定・推進		
		実行委員会予算編成・執行・管理・決算			
	広報	広報啓発計画・記録編成計画策定・広報啓発活動推進	各種活動記録・編集	報告書作成	
競技式典関係	町民協働	町民協働計画策定	ボランティア募集	リハ大会活動	本大会活動
		県民運動との連携・実施	運動推進	子ども・若者の参画	
	歓迎接伴	歓迎接伴計画策定・要領制定・推進	観光ガイドブック制作	観光ガイドブック配布	
		案内所・休憩所・売店計画要領策定	リハ大会売店募集・運営	本大会売店募集・運営	
		歓迎企画・装飾要領策定	リハ大会歓迎企画実施	本大会歓迎企画実施	
	競技	実施計画策定	リハ実施要領策定	リハ大会開催	本大会実施要項策定
宿泊衛生関係		競技記録・情報発信要領制定		本大会実施要項策定	本大会開催
		競技用具整備計画・県調整	リハ大会兼用競技用具整備	本大会競技用具整備	
		競技役員・競技補助員・競技会補助員編成計画	競技団体調整・役員等委嘱	リハ大会業務実施	本大会業務実施
	式典	開閉会式計画策定	子ども・若者の参画	リハ大会実施	本大会実施
	施設	県・会場市町との調整	施設維持補修・備品整備	リハ大会実施後精査・充足	本大会実施
	宿泊	県・会場市町による合同配宿についての協議調整	配宿計画策定 配宿センターの設置 県一括契約設置委託	配宿センター 宿泊受付	チーム等との連絡調整 広域配宿の実施・県および引受市町との連絡調整
輸送交通関係	医事		医療救護要領策定	リハ大会 救護所設置運営・事後考査	本大会 救護所設置運営 感染症対策実施
			感染症対策要領策定	感染症対策実施・事後考査	
	衛生	医療衛生基本計画策定	弁当調達要領策定	弁当調達業者指定・リハ大会調達実施	
			食品衛生対策要領策定	リハ大会 食品衛生対策実施・事後考査	本大会 食品衛生対策実施
			環境衛生対策要領策定	環境衛生対策実施・事後考査	本大会 環境衛生対策実施
	輸送交通	輸送交通基本計画策定	輸送対策要領策定	リハ大会 輸送交通誘導等運営	本大会 要領精査 本大会 輸送交通誘導等運営
警備消防			駐車場対策要領策定		
	警備消防	警備消防防災基本計画策定	警備対策要領策定	リハ大会 警備消防対策実施	本大会 要領精査 本大会 警備消防対策実施

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会について

1 専門部会とは

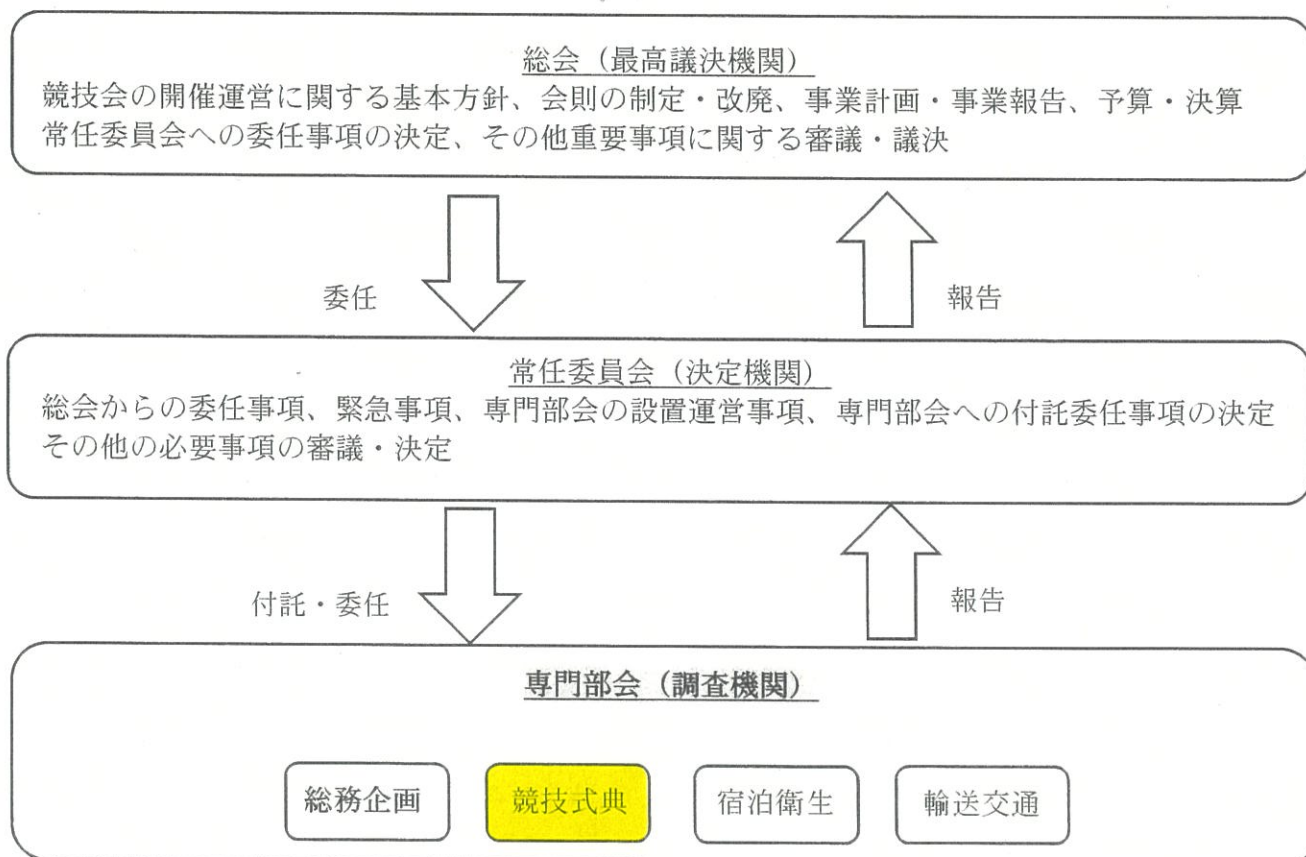
愛荘町実行委員会専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する組織となります。

専門部会を設置することにより、よりきめ細やかな事業概要・事業計画の策定や関連機関との連携・調整が図りやすくなり、大会の円滑な運営に寄与します。

2 競技式典専門部会の調査・検討内容

- ・ 競技に関すること。
- ・ 式典に関すること。
- ・ 施設に関すること。

3 愛荘町実行委員会組織図



2022. 10 栃木国体(那須烏山市) 2023. 7 奈良近畿大会 視察報告

開催機運醸成

応援のぼり旗・広報パネル
(那須烏山市庁舎内)

各都道府県の
応援のぼり旗
(作成は市内の小中学校)





会場周辺には、各都道府県選手に向けた応援メッセージ入りののぼり旗やプランター、ポスターを掲示

花いっぱい運動

地域で育てられた大会推奨花が
大会を彩った



大会後、来場者がその花
を持ち帰りしていただけるように





アーチェリー競技の様子

会場

那須烏山市
緑地運動公園多目的競技場

本町と同じく
全て仮設で競技場を整備



関係者用 弁当

地元PRパッケージ

栄養バランスも
考えられています



一般来場者の受付



受付時の健康チェック



皇族 お成り 受付時
金属探知機



会場トイレ状況



地元高校生による会場清掃活動

手洗い水の補給



巡回清掃活動



地元物産・お土産コーナー





アーチェリー 体験コーナー

応援来てくれた小学生にアーチェリー体験

地元高校生の
ボランティア

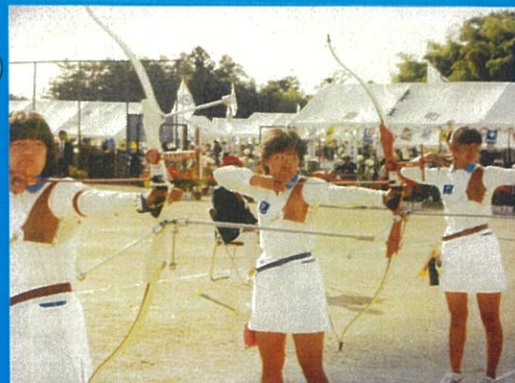


協賛企業の紹介



第36回国民体育大会(びわこ国体)

アーチェリー競技



2023 近畿高等学校アーチェリー大会 (奈良)視察報告



【リハーサル大会(2024. 7)に向けて感じたこと】

- ・ 熱中症対策(扇風機、ドリンク提供、自販機の補充、休憩所の設置など)
※スポーツセンター秦荘グラウンドは日よけの場所が少ないため対策が必要
- ・ 観客に向けて分かりやすいルール説明
- ・ 観客は、学校関係者、アーチェリー関係者がほとんど
(町民に関心を持ってもらう試みが必要)



愛荘町での大会成功にむけて、
専門部会委員の皆さまと一緒に
取り組んでいきます。
ご協力よろしくお願いします。

【協議事項（１）】

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会
愛荘町競技運営基本計画（案）

１ 目的

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、県、競技団体、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るものとする。

競技運営に必要な用具等については、既存のものを活用するなど、効率的な競技運営に努めるものとする。

２ 内容

（１） 競技会の運営

県、競技団体、関係団体等と連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、町民参加を含む体制づくりを行う。

（２） 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議の上、適正な配置を行う。

（３） 競技会場および練習会場の確保、整備

県、競技団体、施設管理者等と綿密な協議の上、計画的かつ効率的に行う。

（４） 競技用具の整備

県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、既存の用具を活用、又は借用するなど競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。

（５） 競技記録の収集および速報

県、競技団体、関係団体等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（６） リハーサル大会の開催

競技会運営能力の向上を図るとともに、両大会に対する町民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係団体等と協力して開催する。

【協議事項（２）】

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会

愛荘町施設整備基本計画（案）

１ 目的

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会の施設整備については、国民スポーツ大会競技施設整備基準に基づき、競技運営に支障のないよう、また、既存施設の有効活用に努めるとともに大会終了後の町民等の施設利用も視野に入れた整備を行うものとする。

２ 内容

（１） 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用し、仮設での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（２） 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用する。

（３） 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

（４） 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合に仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

（５） 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会関係者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

【協議事項（３）】

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会

愛荘町式典運営基本計画（案）

１ 目的

第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会の式典については、大会参加者への歓迎や賞賛を表すものとし、県、競技団体、関係団体等と十分に協議し、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

２ 内容

（１）競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めるものとする。

（２）表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合えるような競技会の閉式にふさわしいものとする。

３ その他

（１）この計画に定めるもののほか、大会に関するその他の式典については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会委員会（以下「県実行委員会」という。）が主体となって実施する。

（２）第２４回全国障害者スポーツ大会における式典については、県実行委員会が主体となって実施する。

【協議事項(4)】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

愛荘町リハーサル大会開催基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に備え、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民の大会に関する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげる。

2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県および競技団体との協議により選定する。

3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として大会に準じて実施するものとし、目的や実情に応じて必要最小限の経費で、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営が円滑に進むよう、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営の主管は、競技団体とし、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集および速報については、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(3) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、本大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り本大会と同じ条件により行う。

(4) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(5) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技団体等と協議の上、必要に応じて競技運営に支障のないよう実施する。

(6) 広報・町民協働

大会に対する町民の関心や理解を深め、町民総参加の機運醸成を図るため、各種広報活動や町民運動を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等を温かく迎えるため、必要に応じて、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信や提供、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊

リハーサル大会参加者が開催期間中、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

(9) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て医療救護体制を整えるとともに清潔で快適な環境整備に努める。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、既存の公共交通機関を利用するが、公共交通機関の状況や競技の特殊性等を勘案し、必要に応じて計画輸送を行う。

(11) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や非常時における緊急対策を講じるため、警察、消防及びその他関係機関と連携し、迅速に対応できるよう努める。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、愛荘町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催および運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備に要する経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関（以下「関係競技団体」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 愛荘町を代表する者
- (2) 愛荘町議会議員を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 7人以内
- (3) 常任委員 60人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任)

第6条 会長は、愛荘町長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により、実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。

5 顧問および参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門部会の設置および運営ならびに専門部会への付託および委任に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項ならびに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分にすることができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛荘町に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年3月15日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要および計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（令和5年3月15日施行）第13条第3項の規定に基づき設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称およびわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会常任委員会からの付託または委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長

(2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長および副部会長は、専門部会委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会長が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 専門部会の議長は、部会長または部会長が指名した者がこれに当たる。

3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。

4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門部会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 歓迎およびおもてなしに関すること。 6 観光に関すること。 7 他の専門部会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門部会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門部会	1 宿泊に関すること。 2 医事救護および衛生（宿泊・環境・食品）に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門部会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること